

財 閣 第 528 号  
平成 28 年 4 月 20 日

各 税 閣 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 佐川 宣寿

### 関税法基本通達等の一部改正について

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（平成 27 年条約第 1 号）の実施に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、同協定の効力発生の日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

税関様式 C 第 5290-1 号から税関様式 C 第 5291-3(2) 号までを削除する。